

事務連絡
令和6年11月29日

各高齢者福祉施設の管理者様

兵庫県福祉部高齢政策課長

高齢者施設等における今冬の新型コロナウイルス感染症の 感染拡大に備えた対応等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

冬の感染防止対策等を示した厚生労働省事務連絡が発出されたことを踏まえ、特に下記の事項にご留意のうえ、引き続きの感染防止対策に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

○令和6年11月26日付け事務連絡「今冬の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T241128G0040.pdf>



記

○協力医療機関との連携

高齢者施設等においては、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、感染症対策の徹底や医療機関との連携強化、療養体制の確保等を実施していただいているところです。今後の感染拡大に備え、これまで構築してきた連携体制を引き続き確保いただくようお願いいたします。

その際、感染対策向上加算の届出をしている医療機関に対しては、施設基準に基づき、感染対策に関する助言や院内感染対策に関する合同研修の実施を依頼することも検討してください。

○高齢者施設等感染対策向上加算

令和6年度介護報酬改定において、高齢者施設等における感染症対応力の向上を目的として、「高齢者施設等感染対策向上加算」(※)が創設されています。本加算の取得により、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保を進めていただきますようお願いいたします。

※高齢者施設等感染対策向上加算（I）の算定要件

①新興感染症への対応として、第二種協定指定医療機関との連携体制を構築している

こと

- ②その他の感染症（新型コロナ含む）への対応として、協力医療機関等との連携体制を構築していること
- ③感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が行う感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること

○感染対策の手引き

「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」や「高齢者施設等における感染対策等について」において高齢者施設等における感染対策として重要と考えられる点をまとめられていますので、ご確認いただきますようお願いします。

- ・「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>



- ・「高齢者施設等における感染対策等について」

（令和5年4月18日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001089956.pdf>



（参考）

感染症対策にかかる研修動画を作成していますので、ご参考ください。

令和5年11月8日付け県高齢政策課長通知（別紙）

「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対応に関する研修動画」の配信について（ご案内）

高齢政策課 介護基盤整備班(高年施設担当)
e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp